

広島県告示第六百十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

刈浜地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成三年八月二十九日広島県告示第九百八十八号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び三号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存するものとする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	蒲刈町	向	天頭	二八四三番一 二八四三番二	標柱一号及び三号 標柱二号